

関島社会保険労務士事務所便り 2023年 9・10月号

関島社会保険労務士事務所
 (ひがし東京中小企業者組合)
 社会保険労務士・行政書士
 関島 康郎
 〒125 - 0041
 東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12
 電話：03-3609-7668
 HP: <http://www.srseki.info>



最低賃金 東京10月から1113円

中央審議会目安 24県で1円～8円上積み

地域別最低賃金（時給）改定について8月18日、すべての都道府県の地方最低賃金審議会で答申が出そろいました。全国加重平均で43円増、現行の961円から1004円となります。昨年以上の地域で上積みが見られました。東京は1113円、10月から適用になります。

中央最賃審議会が改定の目安をAランク（6都府県）41円、Bランク（28道府

県）40円、Cランク（13県）39円で平均41円増と示したことに對し、低額地域を中心に24県で1～8円の上積みを実施しています。

最低賃金は、時給者のみならずすべての労働者に適用されます。月給制で週40時間制の場合、1カ月の平均の労働時間は173.8時間ですから、東京の最低賃金は193,439円になります。

	最低賃金	上げ幅
東京	1113円	41円 (0円)
神奈川	1112	41 (0)
大阪	1064	41 (0)
埼玉	1028	41 (0)
愛知	1027	41 (0)
千葉	1026	42 (1)
京都	1008	40 (0)
兵庫	1001	41 (1)
静岡	984	40 (0)
三重	973	40 (0)
広島	970	40 (0)
滋賀	967	40 (0)
北海道	960	40 (0)
栃木	954	41 (1)
茨城	953	42 (2)
岐阜	950	40 (0)
富山	948	40 (0)
長野	948	40 (0)
福岡	941	41 (1)
山梨	938	40 (0)
奈良	936	40 (0)
群馬	935	40 (0)
石川	933	42 (2)
岡山	932	40 (0)

	最低賃金	上げ幅
新潟	931	41 (1)
福井	931	43 (3)
和歌山	929	40 (0)
山口	928	40 (0)
宮城	923	40 (0)
香川	918	40 (0)
島根	904	47 (7)
山形	900	46 (7)
福島	900	42 (2)
鳥取	900	46 (7)
佐賀	900	47 (8)
大分	899	45 (6)
青森	898	45 (6)
長崎	898	45 (6)
熊本	898	45 (6)
秋田	897	44 (5)
愛媛	897	44 (4)
高知	897	44 (5)
宮崎	897	44 (5)
鹿児島	897	44 (5)
徳島	896	41 (1)
沖縄	896	43 (4)
岩手	893	39 (0)

カッコ内は国の目安から上乗せした額。濃い色掛け部分は4円以上の上乗せ。

健康保険 扶養になれる130万円とは

今年の3月まで社員として働いていましたが、会社を退職して4月からは別のところでパートになりました。1月～3月までは社員として80万円ほどの収入がありました。4月からは夫の扶養に入りたいのですが、扶養に入れる額は年間130万円までと聞きます。4月～12月まであと50万円しか働けないのでしょうか？

健康保険の場合、中小企業が加入する「協会けんぽ」、大企業や業界・業種別に組織されている「組合健保」、公務員が加入する「共済組合」があります。各々の組織で扶養に入れる要件に若干の相違がありますが、収入要件については以下のことが基本になっています。

「向こう1年で130万円未満」

年間収入130万円未満（60歳以上又は障害者の場合は180万円未満）で、

- ① 同居の場合、収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満

- ② 別居の場合、収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

ここで、**年間収入とは、被扶養者の認定が行われる日以降の年間見込額のことをいいます。**その年の年間収入ではなく、今後1年間に受ける将来の見込額をいいます。

給与収入のみの場合、月額108,333円以下（交通費も含みます）、雇用保険等の受給者の場合は、日額3,611円以下であること。被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。

社会保険130万円の壁 この45年間変更なし

年収が130万円未満ですと、健康保険は被扶養者になれる、被扶養者が配偶者の場合は、国民年金の第3号被保険者に該当するため、社会保険料はかかりません。

ところが、年収130万円になると、国民健康保険に加入義務が発生し、国民年金の保険料（1カ月16,520円＝年額198,240円＝令和5年度額）を支払わなければなりません。そのため、扶養に入っている人は130万円以上にならないよう調整せざるを得ません。

この被扶養者認定要件の「130万円未満」については、昭和52年以来45年以上に渡って変更になっていません。低賃金が維持される要因となっています。

社会保険	被扶養者	国保・国民年金
給与年額	129万円	130万円
社会保険料	0円	約29万円
税金	約5万円	約1万円
雇用保険料	約1万円	約1万円
手取り額	約123万円	約99万円
※1万円異なるだけで手取り額約24万円異なる。		

60歳以上の高年齢者等を採用する事業主に60万円 ＝助成金のご案内＝

60歳以上の高年齢者、障害者、母子家庭の母など、就職困難者を、ハローワークや職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金が支給されます。これを受けるには、まずはハローワークに求人募集を出すことが必要です。

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）中小企業の場合

1 助成金額

採用する労働者		合計助成額	支払方法
①	高年齢者（60歳以上） 母子家庭の母等	60万円 短時間：40万円	30万円×2期 短時間：20万円×2期
②	身体・知的障害者	120万円 短時間：80万円	30万円×4期 短時間：20万円×4期
③	重度障害者 45歳以上の障害者 精神障害者	240万円 短時間：80万円	40万円×6期 短時間：20万円×4期

- ・半年ごとに助成金の支給。2期の支払い方法の場合、採用から半年後（1期）、1年後（2期）
- ・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。
- ・①の高年齢者は65歳以上の方も対象になりますが、②・③の対象者は65歳未満の方です。
- ・①の区分には、このほか、父子家庭の父、中国残留邦人等永住帰国者、ウクライナ避難民等

2 対象となる雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用の場合は対象労働者が望む限り更新できる契約のみ対象

3 支給申請の流れ

- ①ハローワーク等からの紹介
- ②対象者の雇い入れ
- ③助成金第1期支給申請
- ④申請書の内容調査・確認
- ⑤支給・不支給の決定
- ⑥助成金の支給

4 未経験者を雇用し、訓練＋賃上げ実施する場合 1. 5倍の助成金額に

本コースの対象となる未経験の労働者を雇い入れ、訓練＋賃上げを実施した場合、助成金額が1.5倍になる「成長分野等人材確保・育成コース」助成金もあります。

●7月のバイト時給 前年同月比 2.6%上昇

リクルートが22日に発表した三大都市圏の7月のアルバイト・パートの募集時平均時給は、前年同月比29円(2.6%)上昇し、1,155円だった。コロナ禍が落ち着き、小売り業や飲食店などのレジ業務・接客担当の時給が上昇。「販売・サービス系」では前年同月比42円(3.9%)高い1,127円、「フード系」で52円(4.9%)高い1,114円と、それぞれ過去最高を更新した。(8/23)

●非正規向けの職業訓練創設へ

厚生労働省は、主に離職者を対象としている職業訓練を、非正規労働者が働きながらでも学びやすいよう、新たな訓練を創設することを明らかにした。オンライン講習や受講時間を選べる新たな訓練を創設し、正社員になるのを後押しする。来年度の概算要求に関連予算を計上する方針。(8/23)

●36協定届の本社一括申請 手続き簡素化へ

厚生労働省は、36協定届の手続きを簡素化し、本社がまとめて1回で申請できるようにする。これまでは事業所ごとに所轄の労基署に届け出るルールで、協定内容が同じ場合のみ本社一括申請が可能だった。厚生労働省の審議会で議論のうえ、23年度中にも通達や省令改正などを見直し、適用する。(8/18)

●国民年金保険料 納付書なしで支払い可

厚生労働省は国民年金保険料の支払い手段を拡充し、2024年3月末までに「ねんきんネット」を活用して納付書なしで納付できる方法を導入する。ねんきんネットを介した支払いでは、電子決済サービス「Pay-easy(ペイジー)」やネットバンキングが使える。申請の電子化も進め、23年度中にマイナポータル経

由の口座振替を電子申請できるようにする。(8/16)

●「年収の壁」解消へ助成金 10月にも導入

岸田首相は10日、「年収の壁」問題の解消を目的として新設する助成金制度を、10月から適用する考えを示した。3年程度の時限措置として、社会保険料の負担により従業員の手取りが減少しないよう、賃上げに取り組んだり段階的に勤務時間を延ばす計画を作成したりした企業に対して、最大50万円を助成する方針。(8/11)

●大企業の賃上げ率 30年ぶりの高水準

経団連は4日、2023年春闘の最終集計結果を発表した。大手企業の賃上げ率は3.99%で、30年ぶりの高水準となった。物価上昇や人材確保への対策が理由に挙げられており、2024年以降も高い水準の賃上げが続くとの見方がされている。(8/5)

●マイナ保険証の資格確認書 上限5年に

政府は、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」に移行する方針を巡り、未取得者に発行する「資格確認書」の運用を見直す。上限1年とした有効期間を5年に延長し、マイナ保険証を持たないすべての人に保険者の職権で交付する。現行の健康保険証の廃止時期を2024年秋から延期するかは判断を留保し、関連データの総点検の結果などを踏まえ、改めて検討するとみられる。(8/4)

